

議案第 29 号

平 23 建 築 指 導 第 360 号  
平成 24 年 (2012 年) 2 月 3 日

山口県都市計画審議会  
会 長 三 浦 房 紀 様

山口県知事 二 井 関 成

## 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域において定めた容積率等の 建築形態規制の区域の変更について (諮問)

下記のとおり都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の容積率及び建ぺい率の限度の数値並びに隣地斜線及び道路斜線制限における建築物の各部分の高さの限度の算定において水平距離等に乗ずる数値を定めた区域を変更することについて、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 52 条第 1 項第 6 号、同法第 53 条第 1 項第 6 号、同法第 56 条第 1 項第 2 号ニ及び同法別表第 3 の (に) 欄 5 の項の規定により、貴会の意見を求めます。

### 記

用途地域の指定のない区域の容積率及び建ぺい率の限度の数値並びに隣地斜線及び道路斜線制限における建築物の各部分の高さの限度の算定において水平距離等に乗ずる数値を定めた区域に、新たに都市計画区域に編入される光市小周防地区を加える。

追加する区域及び数値

| 区 域           |   |           | 建築形態規制値                    |                             |                              |                              |
|---------------|---|-----------|----------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 都市計画区域名       | 追加する区域  | 追加する区域の面積 | 法第52条第1項第6号の規定による容積率の限度の数値 | 法第53条第1項第6号の規定による建ぺい率の限度の数値 | 法第56条第1項第2号ニの規定による数値(隣地斜線制限) | 別表第3の(に)欄5の項の規定による数値(道路斜線制限) |
| 周南東都市計画区域(仮称) | 光市上島田七丁目の一部、上島田八丁目の一部、上島田九丁目の一部、大字小周防及び大字立野の一部<br>(別添図のとおり) | 1,023ha   | 10分の10                     | 10分の6                       | 1.25                         | 1.25                         |

理 由

新たに都市計画区域に編入される光市小周防地区における用途地域が指定されていない区域の容積率等の建築形態規制値を地域の実情に応じ定めることにより、自然環境の保全や適正な開発の規制・誘導等の土地利用のコントロールを行い、良好な居住環境の確保を図るものです。